

平成 30 年 2 月 6 日

文部科学省研究振興局振興企画課競争的資金調整室 御中

慶應義塾大学 医学部教授 里宇明元氏の研究活動不正行為に関する告発状

慶應義塾大学 名誉教授 千野直一

文部科学省、厚生労働省、経済産業省の研究補助金を基にして、脳卒中合同ガイドライン委員会が構成され、日本脳卒中学会、日本脳神経外科学会、日本神経学会、日本神経治療学会、日本リハビリテーション医学会により共同で作成された「脳卒中治療ガイドライン 2009」（以下、「和文ガイドライン」と略す）ならびに、「英語版：Japanese Guideline for the Management of Stroke 2009」（Journal of Stroke and Cerebrovascular Diseases. Vol 20, No 4S, July-Aug 2011）（以下、「英文ガイドライン」と略す）（資料 1）は我が国の国家的事業によってなされた業績といっても過言ではない。

今般、その「英文ガイドライン」作成ならびに出版の過程において、千野直一ほかのライフワークの集大成となる業績「脳卒中機能評価法：Stroke Impairment Assessment Set:（以下、「SIAS」と略す）が、慶應義塾大学医学部教授 里宇明元氏によって“盗用”された。

すなわち、里宇明元氏は、『Japanese Guideline for the Management of Stroke 2009』巻末、p. S193 に掲載された、APPENDIX Table 10 の SIAS の引用文献において、SIAS 原著論文（1994 年）に変えて、里宇明元氏筆頭の“SIAS レビュー文献”（2002 年）に変更した（資料 1：最終頁、赤字下線参照）。

それを受けて、2016 年 4 月 25 日付で、日本リハビリテーション医学会理事長から、里宇明元による研究業績盗用ならびに原著論文剽窃に関する「詫言状」（資料 8）が脳卒中合同ガイドライン委員会構成メンバーである、日本脳卒中学会、日本脳神経外科学会、日本神経学会、日本神経治療学会の理事長または代表理事へ送られた。

本件は文部科学省傘下の 5 医学会が深く関わった事件であるため、文部科学省研究振興局振興企画課競争的資金調整室へ告発するものである。

（SIAS 研究業績ならびに原著論文作成の経緯）

SIAS 研究業績は、千野直一ほか、才藤栄一、園田茂、道免和久の諸君も共同で研究に関与し、1994 年に英文論文：「Chino N, Sonoda S, Domen K, Saitoh E, Kimura A. Stroke Impairment Assessment Set (SIAS) - A new evaluation instrument for stroke patients. リハビリテーション医学 1994;31:119-25」（資料 2）として発表された。さらに、国際的に SIAS を広めるべく、原著論文に図解を挿入し、英文成書として、1996 年に「Chino N, Sonoda S, Domen K,

平成 30 年 2 月 6 日

Saitoh E, Kimura A. Stroke Impairment Assessment Set (SIAS) in Functional Evaluation of Stroke Patients. ed. by Chino N and Melvin JL, Springer, 1996, pp 19-31」(資料 3) を出版し、脳卒中患者のリハビリテーション治療研究を行っている米国の NIH(National Institute of Health)などの図書館に寄贈した。

(里宇明元のレビュー文献と原著論文剽窃事件)

里宇明元は千野直一らによる原著論文出版後、約 8 年を経過した 2002 年に、慶應大学医学部リハビリテーション科医局員の「SIAS 関連論文」をレビューし、「Liu M, Chino N, Tsuji T, Masakado Y, Hase K, Kimura A. Psychometric Properties of the Stroke Impairment Assessment Set (SIAS). Neuro-rehabil Neural Repair 2002; 16:339-351」(以下、「里宇レビュー文献」と略す)(資料 4) と題して、レビューを出版した。

なお、「里宇レビュー文献」の内容は、SIAS 評価項目一覧表を掲載したものであり、脳卒中患者の運動・認知機能などを具体的に評価する方法を記載した「SIAS 原著論文」とは、全く異なるものである。しかも、「里宇レビュー文献」の SIAS 評価項目で、脳卒中患者の関節可動域や握力などの数値が誤って記載されている。

里宇明元は、2011 年に開始された「英文ガイドライン」作成に際し、「脳卒中合同ガイドライン 2009 委員会」の副委員長を務めた。そして、委員会において他の委員の意見を確認することなく、SIAS を紹介する「英文ガイドライン」: APPENDIX Table 10 において、千野直一らによる SIAS 原著論文(1994)を掲載せずに、自らの「里宇レビュー文献」(2002)を恰も原著論文であるかのように引用文献として掲載した。

因みに、「和文：脳卒中治療ガイドライン 2009」における SIAS を紹介する項においては、千野直一らによる和文成書：「千野直一編著、里宇明元、園田茂、道免和久著：脳卒中患者の機能評価 - SIAS と FIM の実際. シュプリンガー・フェアラーク東京. 1997」が引用されている。里宇明元はこの和文成書では SIAS に関する項目を執筆しておらず、FIM(Functional Independence Measure: 日常生活活動評価法)に関する部分を執筆した。

このように、「英文ガイドライン」での里宇明元の行為は過誤ではなく、明らかに意図的に操作した悪意のある行為である。これは、「SIAS 研究業績」に関して里宇明元は千野直一らのアイデア、データや研究成果を不正に使用し、不適切なオーサーシップ、原書論文引用の不正、新規性の詐欺を行ったといえる。そして、SIAS 研究業績が恰も里宇明元氏の業績であるかの如く誤信させた“学術業績盗用”事件であり、千野直一らの名誉を毀損し、更に、脳卒中合同ガイドライン委員会を構成する日本脳卒中学会、日本脳神経外科学会、日本神経学会、日本神経治療学会、日本リハビリテーション医学会に対しての背任行為でもある。

(SIAS 研究業績盗用と東京地方裁判所提訴の経緯)

平成30年2月6日

2011年に「英文ガイドライン」が Journal of Stroke and Cerebrovascular Diseases, Vol 20, No. 4, Supl 1, July-Aug 2011 に出版された時、千野直一は里宇明元に対して、2002発行の「里宇レビュー文献」を、1994年出版の「Chino N et al: SIAS 原著論文」に差し替えることを求めた。しかしながら、里宇明元は「里宇レビュー文献」には、SIAS 原著論文が引用文献として掲載されており、「読者は原著論文にたどり着くことが可能」、つまり、いわゆる“孫引き”によって、原著論文が判明できると主張した。そして、千野直一らの SIAS 原著論文を「英文ガイドライン」に掲載する必要性を認めることなく、SIAS 原著論文を「里宇レビュー文献」に変更することを拒否した。

このような経緯のもとに、千野直一は里宇明元を東京地方裁判所に提訴することになった：『事件番号：平成26年（ワ）第1471号 事件名：謝罪広告等請求事件、担当部：東京地裁民事第4部 起訴提起：平成26年1月23日 原告：千野直一、被告：里宇明元』。

本事件は、平成27年12月11日に、東京地裁のから「被告は、『Japanese Guideline for the Management of Stroke 2009』において、原告の承諾なく、APPENDIX Table 10のSIASの引用文献を変更したことを謝罪する」こと、という勧告が提出された（資料5）。

これにより、里宇明元は雑誌「Journal of Stroke and Cerebrovascular Diseases」2017年1月号の電子版に「Erratum」を掲載し、「里宇レビュー文献」を「千野直一らのSIAS 原著論文」に差し替えた（資料6）。

しかしながら、この「Erratum」には原著論文執筆者への謝罪の言葉はなく、千野直一への文書あるいは口頭による謝罪も実際には行われていない。また、電子版雑誌による「SIAS 論文を差し替える」という情報は、十分に行き届いているとは言えず、今もって、SIAS 研究業績が里宇明元によってなされたとする文献が散見され、千野直一らの名誉が回復されたとは言いがたい。

（里宇明元が千野直一を東京地裁へ提訴した事件）

千野直一が「英文ガイドライン」に関して、SIAS 論文の差し替えを求めて東京地裁へ提訴したことに對して、里宇明元は、その対抗措置として、平成26年5月29日、「里宇明元の『里宇レビュー文献』を原著論文として認めよ」、など3項目を懸案として、千野直一を名誉毀損で東京地裁へ提訴した：『事件番号：平成26年（ワ）第13459号 事件名：謝罪文送付等請求事件 東京地裁民事第5部 訴訟提起：平成26年5月29日 原告：里宇明元 被告：千野直一』。

この訴状で、里宇明元は、千野直一に対して、以下のように謝罪することを求めた。その文面は、「千野直一が“里宇明元氏はじめ、辻哲也、正門由久、長谷公隆氏らはSIAS 策定には全く関与しておりません”と記載した書面を送付したが、上記3者はSIAS 策定作業に関与していますので、事実と反しています。よって、私、千野直一は里宇明元氏及び関係者の皆様に深くお詫びし、今後このようなことをしないことを誓約いたします。平成26年 月、（署名）千野直一」というものであった（資料7）。

平成 30 年 2 月 6 日

しかしながら、里宇明元が千野直一に求めた詫び状に記載されている「SIAS 策定に関与したとする辻哲也、正門由久、長谷公隆の 3 氏」が、SIAS を作成した 1994 年当時の研究に企画者として参画した事実はなく、原著論文作成に携わった証拠も全く無いことが判明した。そして、『事件番号：平成 26 年（ワ）第 13459 号』は、平成 27 年 12 月 17 日に、里宇明元が裁判を自ら「放棄」するという申し出により終了した（資料 7）。

（日本リハビリテーション医学会理事長から関連医学会理事長へ詫状送付）

「英文ガイドライン」は、「脳卒中治療ガイドライン」共同策定関連医学会からの総勢 177 名を超える専門委員によって、約 12 万論文の吟味を終えて完成したものである。そして、「英文ガイドライン」の「リハビリテーション編」で里宇明元は、既に説明したように、他の委員の承諾を得ることなく、独断で SIAS 研究業績を盗用し、SIAS 原著論文を剽窃した。

このように、「英文ガイドライン」に汚点を残した事件は、日本リハビリテーション医学会の責任でもある。そのために、前述のごとく、「英文ガイドライン」共同策定関連医学会である日本脳卒中学会、日本脳神経外科学会、日本神経学会、日本神経治療学会の 4 医学会理事長または代表理事に対して、日本リハビリテーション医学会を代表して、水間正澄理事長から平成 28 年 4 月 25 日付で、里宇明元の犯した SIAS 研究業績盗用ならびに原著論文を剽窃した不祥事件に関して、詫び状が提出された（資料 8）。

本事件は、里宇明元が他人の行った研究業績を盗用し、恰も、自分の業績であるかの如く原著論文を“剽窃”したものである。国家事業に等しい「英文ガイドライン」作成での原著論文剽窃は、将に、コンプライアンス教育を受けているはずの科学者の行動規範および社会通念に照らして、研究者倫理からの逸脱の程度が甚だしいものである。

今回、東京地方裁判所提出された、SIAS 研究事業、原著論文作成に関わった千野直一ほか共同研究者、ならびに、学識経験者らの陳述書を合わせて提出する（資料 9- 1、2、3、4、5、6）。

里宇明元の犯した研究業績盗用と原著論文剽窃事件ならびに行動は、大学医学部での指導教員としての資質に重大な問題があり、教授職の解任に値するものである。ここに、資料とともに研究不正行為として文部科学省研究振興局振興企画課競争的資金調整室に告発する。